

「渋谷区自転車通行環境整備計画（第三次）」（素案）に関するパブリック・コメント実施結果について

1 実施期間

令和8年1月13日（火）から令和8年1月27日（火）まで

2 意見総数

5件（提出人数：11人）

内訳

郵送	持参	ファックス	電子メール	区公式LINE
0人	0人	0人	3人	8人

3 提出された主な意見と区の考え方

別紙のとおり

No.	主な意見	区の考え方
1	自転車通行環境のハード面だけ計画しても、問題は改善しない。自転車利用者等への交通ルールの周知・徹底、及び違反者には厳格な罰則を適用すべきである。	引き続き、本計画に基づき、自転車通行環境のハード面の整備を進めるとともに、交通管理者等と連携し、自転車利用の正しい知識や交通ルールの周知啓発を行っていきます。また、本年4月1日より導入される自転車の交通反則通告制度（青切符）の周知を行いつつ、交通管理者に対して交通違反者への指導・警告の強化を要望していきます。
2	自転車レーン上に自動車が頻繁に路駐しており、自転車が安全に通行できなくなっているため、路駐禁止等の対策を取ってほしい。	普通自転車通行帯（自転車レーン）上の路上駐車禁止区間については、区としても違法駐車対策を継続するとともに、随時、交通管理者による取り締まりを要望していきます。
3	自転車通行環境の整備速度を大幅に速めたことについて強く賛同するが、対自動車の事故率を減らすためには、構造的な分離を行う自転車道の整備を進めることも必要である。	構造的に分離された自転車道の整備には、広い道路幅員が必要であり、幅員の狭い道路が多い本区では整備が難しい状況ですが、現地に適した安全な自転車通行空間整備に努めていきます。
4	一方通行の道路を逆走する自転車が、一時停止せずに交差点に侵入し、歩行者と接触することがあるため、自転車利用者に対し、交差点を認知させたり、一時停止を促す対策を取るべきである。	これまで、交差点カラー舗装や注意喚起看板の設置等を行ってきたが、引き続き、啓発も含めた対策について検討していきます。
5	民間事業者とのリアルタイム移動・事故データを活用できるよう連携を強化しつつ、「渋谷区交通安全協議会」への幅広い参画を促すことで、交通安全施策のPDCAをより効果的に進めていくことが必要である。	今後の参考にさせていただきます。